東京学芸大学　令和６年度「若手教員等研究支援費（若手教員等支援枠）」研究成果報告書

研究課題	清代に刊行された民間の法帖に関する研究	
氏名 城間　圭太	所属 芸術・スポーツ科学系 美術・書道講座	職名 特任准教授

APRIN e-ラーニングプログラムの受講　☑←受講済の場合はチェックをすること

【研究成果の概要】　（文字の大きさ９ポイント・字数 800 字～1600 字程度）

「法帖」とは、中国、日本など東アジアの漢字文化圏において、書を学ぶ際に範本（手本）として用いられてきたものを指す。本研究は、中国の清代に刊行された法帖、特に民間において刊行された法帖に焦点を当ててその時代的な特徴を探り、それらの法帖が有した意義がいかなるものであったかを明らかにするとともに、現代の高等学校芸術科書道の教科書に掲載される図版資料やそこに併せて掲載される参考資料のありようについても検討することを目的とするものである。

本研究では、まず、中国、日本、台湾に現存する刻帖や拓本、文献等の資料を実見する調査を行なった。その上で『叢帖目』（中華書局）、浙江大学図書館所蔵『容庚蔵帖』（広東人民出版社・日本国内所蔵なし）の内容を通して、清代の特に民間で刊行された刻帖の傾向や特徴を分析した。そこで見出せたのは以下の三点である。明以前の法帖と比較して、①法帖に収録されたうち、歴代の名跡ではなく、同時代の人物の書跡が増加している、②自運（創作）ではなく、臨書が増加している、③隷書や篆書が増加している。これらのことは、これまでの研究において指摘されておらず、本研究における新知見といえる。

まず、同時代すなわち清朝の人物による書が増加した要因について、『試硯齋帖』等の法帖の跋文を通して、「清朝の書がそれ以前の書に劣らないものである」という認識を当時の人々が持っていたからだと考察した。先行研究においても、異民族による王朝であった清が「中華」の位置を維持するために、さまざまな文化事業を絶えず行なっていたことが指摘されている。清朝の人々が同時代の書を高く評価したのも、かような朝廷の政策が成功していた証左であろう。

また、法帖に収録された書跡のうち臨書が多いことについては、劣悪な翻刻本よりも、同時代の人による臨書作の方が学ぶ価値が高いものと当時の人々が判断していたためだと考えられる。清代に刊行された法帖の跋文には翻刻本に対して厳しく指摘する内容のものが散見される。翻刻が繰り返されて本来の面目が失われた名跡よりは、同時代の人による臨書作品の方が学ぶ対象としては価値あるものと捉える傾向が生まれていたのである。

さらに、隷書や篆書が法帖に多く刻される傾向については、碑学の流行と軌を一つにしているものと捉えられる。碑学の書論において、篆書や隷書、北朝の書などの石刻に目が向けられるようになったが、印刷技術がなかった時代において、それらの拓本を直接目にすることができない人が大多数であった。そこでは、法帖に収録された隷書や篆書が学書の格好の教材となったのだろう。

このように、本研究では、中国、日本、台湾各地で実地調査を行い、そこで得られた知見をもとに、清代の特に民間の法帖に関する特徴・傾向と、それが発生した要因について分析した。これらの問題は、単に歴史的な状況の解明にとどまらず、現代の書道教育における書を学ぶ方法についても示唆を与えるものである。芸術科書道の授業において、一般的に生徒たちは教科書に掲載された拓本の図版を見て学ぶが、同時代（現代）の書家による臨書も参考例とすることが多い。拓本で欠けている点画などを現代人の手によって補われたものが高校生の学びの助けとなるが、同時に古典の書の美を現代的感覚によって歪めてしまう危険性も孕むものであるともいえる。清代の法帖とそれに対する評価、当時の人々の認識を整理して再検討することは、現代において教材をいかに作成し、活用していくべきか考える上で参考となるだろう。

今後は、清朝に刊行された隷書の法帖の内容を具に分析するとともに、その法帖に対する評価を合わせて検討することで、学書の範本として使用された臨書作品のありよう及びその活用法についても考察を深めていきたい。

【研究成果発表方法】

発表論文名：「清代の民間における刻帖の特徴とその刊行の意義について」

氏名：城間圭太

学会誌名等：令和７年度中に『中国書法』誌へ投稿予定。

※発表論文名（口頭発表を含む），氏名，学会誌等名（投稿中・投稿予定・執筆中）を記入すること。

※本経費を用いて、報告書（冊子等）を作成した場合には、本様式とともに１部を提出すること。

なお、提出された報告書は教育実践研究推進本部を通じて附属図書館へ寄贈する。